

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

条 例

- 条例第1号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第2号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第3号 宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第4号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…5
- 条例第5号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（上下水道総務課）…5

規 則

- 規則第1号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…5
- 規則第2号 宇治市副市長事務分担規則の一部を改正する規則……………（人事課）…6

公 告

- 公告第7号 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧……………（農林茶業課）…6

監 査 委 員

- 公表第3号 定期監査の結果の報告……………6
- 公表第4号 定期監査の結果の報告……………7

条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第1号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「635,000円」を「645,000円」に改め、同条第2号中「585,000円」を「595,000円」に改め、同条第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用し、改正後の条例第1条の規定は、令和7年1月1日から適用する。

(報酬及び期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

(揭示済)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第2号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年宇治市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,075,000円」を「1,090,000円」に改め、同条第2号中「895,000円」を「910,000円」に改め、同条第3号中「785,000円」を「800,000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は令和6年6月1日から適用し、第3条の規定は令和7年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第3号

宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(宇治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

Table with columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. Rows 1-53 showing salary amounts for various positions.

77	256,500	298,600	346,700	387,700	401,300			
78	256,900	298,900	347,200	388,200	401,600			
79	257,200	299,100	347,700	388,600	401,900			
80	257,500	299,400	348,200	389,000	402,100			
81	257,800	299,600	348,500	389,400	402,300			
82	258,100	299,800	348,900	389,900	402,600			
83	258,400	300,100	349,300	390,300	402,900			
84	258,700	300,300	349,700	390,700	403,100			
85	259,000	300,600	350,000	391,000	403,300			
86	259,300	300,900	350,400	391,600				
87	259,600	301,200	350,800	392,000				
88	259,900	301,500	351,200	392,400				
89	260,200	301,800	351,400	392,700				
90	260,500	302,100	351,900	393,200				
91	260,800	302,400	352,300	393,600				
92	261,100	302,800	352,700	394,000				
93	261,400	303,000	352,900	394,300				
94		303,200	353,300					
95		303,500	353,700					
96		303,900	354,000					
97		304,100	354,300					
98		304,500	354,700					
99		304,900	355,100					
100		305,300	355,500					
101		305,500	356,000					
102		305,800	356,400					
103		306,100	356,800					
104		306,400	357,200					
105		306,600	357,700					
106		306,900	358,100					
107		307,200	358,400					
108		307,500	358,700					
109		307,700	359,200					
110		308,100						
111		308,500						
112		308,800						
113		309,000						
114		309,200						
115		309,500						
116		309,900						
117		310,100						
118		310,300						
119		310,600						
120		310,900						
121		311,300						
122		311,500						
123		311,800						
124		312,200						
125		312,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	194,500	222,300	263,400	283,300	298,700	324,700	367,300	401,300

宇治市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例第9条の2の規定の適用については、同条中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

附則別表（附則第4項関係）

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	

（宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「、第9条の3」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用し、第1条による改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において

55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第4号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の125

」に改める。

第8条の2第2項後段中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

第17条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第17条の2第2項後段中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年6月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(揭示済)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第5号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「までの間」を「までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第19条中「、第5条の3」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(揭示済)

規 則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第1号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、100分の200」を「、100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年6月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の規定に基づいて支払われた勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年1月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第2号

宇治市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

宇治市副市長事務分担規則（昭和58年宇治市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の第1副市長の項第1号中「政策企画部、総務・市民協働部」を「市長公室、政策企画部」に改め、同項第2号中「市議会及び教育委員会」を「会計室、市議会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会並びに消防本部及び消防署」に改め、同表の第2副市長の項第1号中「市長公室」を「総務・市民協働部」に改め、同項第2号中「会計室、」及び「監査委員、公平委員会」を削り、「固定資産評価審査委員会並びに消防本部及び消防署」を「及び教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月30日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第7号

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告し、当該農業経営基盤強化促進計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該農業経営基盤強化促進計画の案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和7年2月14日

宇治市長 松村 淳子

1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地域

- (1) 巨椋池地域
(2) 横島既成田地域
(3) 宇治川右岸地域
(4) 白川地域
(5) 東笠取地域

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

3 縦覧期間

令和7年2月14日から同月27日まで（土曜日、日曜日及び休日除く。）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査として、学校実地監査を宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

菟道小学校、菟道第二小学校及び北宇治中学校を対象に、備品・公印管理状況、郵券・金券類管理状況、理科室薬品管理状況、施設・設備管理状況及び危機管理体制整備状況について監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、各種の管理が適切に行われているか、危機管理体制が十分に整備されているか、主として児童・生徒の安全が守られているかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、菟道小学校、菟道第二小学校及び北宇治中学校における事務事業を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年9月2日から12月13日までに、監査対象校及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、監査委員が監査対象校において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 菟道小学校

- (1) 備品・公印管理状況について 適正に管理されていた。
(2) 郵券・金券類管理状況について 適正に管理されていた。
(3) 理科室薬品管理状況について 適正に管理されていた。
(4) 施設・設備管理状況について 適正に管理されていた。
(5) 危機管理体制整備状況について 適切に整備されていた。

2 菟道第二小学校

- (1) 備品・公印管理状況について 適正に管理されていた。
(2) 郵券・金券類管理状況について 適正に管理されていた。
(3) 理科室薬品管理状況について 適正に管理されていた。
(4) 施設・設備管理状況について 適正に管理されていた。
(5) 危機管理体制整備状況について 適切に整備されていた。

3 北宇治中学校

- (1) 備品・公印管理状況について 適正に管理されていた。
(2) 郵券・金券類管理状況について 適正に管理されていた。

- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

人権環境部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

男女共同参画支援センター使用料収入状況（男女共同参画課）

委託料支出状況（人権啓発課、男女共同参画課）

備品管理状況（人権啓発課、男女共同参画課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部人権啓発課、男女共同参画課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和6年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年11月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年12月20日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 人権啓発課

- (1) 委託料支出について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 男女共同参画課

- (1) 男女共同参画支援センター使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

(揭示済)